

**環境・エネルギー分野 有識者・有力バイヤー招へいに係る  
受入日本企業 公募要領**

2015年4月20日

独立行政法人 日本貿易振興機構  
副理事長 宮本 聡

日本貿易振興機構(ジェトロ)では、下記のとおり「環境・エネルギー分野 有識者・有力バイヤー招へい」に係る受入日本企業を募集します。ご関心のある方は、本要領をご確認の上、ご応募ください。

記

**1. 事業概要:**

近年、新興国地域の目覚ましい経済発展に伴う地球環境問題への対応や、再生可能エネルギーの導入の必要性が高まっています。これらの課題に対応するため、当該地域に対する日本の技術・製品導入を促進することを目的に、有識者・有力バイヤー招へい事業を実施します。

現地キーパーソンに日本の最新プラント等を紹介することで、日本の技術・製品等への理解を深めてもらい、将来的に当該技術・製品等を導入してもらうことにつなげます。受入時には、特定の企業訪問のみでなく、公的機関等の訪問を含め、日本の技術・製品等を広く理解してもらうための活動内容とします。

採択された事業者は、海外での自社技術・製品等を生かした継続的なビジネス企画の下、ジェトロと協議の上、決定した内容に従って活動します。

**2. 対象となる事業企画**

(1) 対象地域・国: 全世界

※但し、中国、ASEAN、アフリカを優先度高、北米、中南米、欧州・CISを優先度中とします。

(2) 対象分野:

- ①環境分野 (廃棄物・水処理、大気・土壌汚染対策等)
- ②エネルギー分野 (省エネルギー、再生可能エネルギー等)

(3) 事業形態: ※各業務の詳細は採択後に協議の上決定します。

- ・日本の技術導入の意思を持つ有識者・有力バイヤーを招へい対象とします。
- ・事業対象国から企業(国営又は民営)の意思決定者や技術責任者等を招へいします。
- ・日本への招へいは1回のみで、招へい者は原則2名とし、滞在期間は1週間程度とします。
- ・事業終了後は受入日本企業によるジェトロへの報告書提出が必要です。

### 3. 採択案件

2 件程度

### 4. 契約形態・待遇等

#### (1) 契約形態

- ・本事業は、受入日本企業から応募いただきますが、招へいに係る契約はジェットロと招へい者で締結します。
- ・日本企業とジェットロは招へいに係る覚書(受入は日本企業も関与するという内容)を締結します。

#### (2) 待遇:

- ・以下の旅費を支給します。  
ジェットロの旅費規程に基づく宿泊費、日当、査証など渡航に係る雑費、および本邦・当該国・都市間の航空券(往復)現物を支給

#### (3) 各者の主な役割: ※詳細は別途協議の上、調整する。

##### ① 受入日本企業:

- ・招へい者との事前調整
- ・訪日スケジュールアレンジ
- ・招へい者訪日時の同行(招へい者アテンドをメインで実施 / 空港着後から空港出発時)
- ・報告書の作成
- ・アンケートの提出

##### ② 招へい者:

- ・訪日に係る受入日本企業との事前調整
- ・アンケートの提出

##### ③ ジェットロ:

- ・招へい者の旅費および訪日時の活動費の支給(ジェットロが認めたもののみ)
- ・受入日本企業との事前調整
- ・訪日活動に係るアドバイスおよびサポート
- ・招へい者訪日時の同行(招へい者アテンドをサポートで実施)

### 5. 応募条件

事業の提案者(受入日本企業)は次の条件を満たす法人とします。

- (1) プラントを運営又はプラントを構成する設備等を製造する、本事業が遂行可能な日本登記法人であること

- (2) 本事業を運営・管理できる能力を有しており、本事業を実施するための実施体制および管理体制が整備されていること
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く)でないこと
- (4) 本件公募公告の日から応募締切日までの期間、契約に関しジェトロから指名停止措置を受けていないこと
- (5) 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと
- (6) 反社会勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でないこと
- (7) 事業に必要とされる専門性と招へい者の専門分野が合致していること
- (8) 本事業の進捗・成果についての報告書作成が可能であり、事業実施報告書を公表することに同意できること
- (9) 事業の成果把握のためにジェトロが実施するアンケート等に協力いただけること

## 6. 応募方法

### (1) 提出書類

- ① 「応募申請書」
- ② 「事業提案書」
- ③ 「略歴書」
- ④ 会社案内・製品パンフレット

※提出いただいた書類は返却いたしません。

※【個人情報の取り扱い】この公募に関して提出書類にご記入いただいた個人情報は、本事業採択手続きのために利用します。

### (2) 募集期間

2015年4月20日(月)～5月20日(水)

### (3) 提出方法:

上記提出書類全てを郵送または持込により5月20日(水)17時00分までに提出してください。  
(郵送の場合は必着のこと)

### (4) 提出先・お問い合わせ先:

日本貿易振興機構(ジェトロ)ものづくり産業部 環境・インフラ課 (担当:安池・藤塚)

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Email: [mic@jetro.go.jp](mailto:mic@jetro.go.jp) ※質問は Email のみで受付いたします。電話・FAXではお受けできません。

## 7. 審査・採択

- (1) ジェトロ担当者および外部有識者にて審査を行い、決定します。尚、募集期間終了後から一次

選考までの間に必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する場合があります。

## (2) 審査基準

### 【1 次選考】

1. 応募条件を満たし、必要な書類が整っている。
2. 事業に必要なとされる専門性と招へい者の専門分野が合致している。
3. 招へい者は日本企業の技術・製品の導入意思があることが確認できている。
4. 招へい者は事業へ積極的に参加する意思があり、自身の能力を意欲的に発揮できる。
5. 招へい者はパソコンを用いた業務遂行が可能である。
6. 招へい者は出張対応が可能で、健康状態が良好である。
7. 招へい者は刑事罰を受けていない(係争中を含む)。

### 【2 次選考】

評価基準	ポイント
1. 事業の妥当性	(1) 事業企画の目的がジェトロの事業位置づけ・目的と一致しているか。 (2) 対象国・対象分野が事業目的と整合しており、かつ現地ニーズ(現地政府含む)と合致しているか。 (3) 個社支援にとどまらず、事業終了後に同地域・同分野への成果展開が可能か。 (4) 事業対象者とその選定理由が具体的に明示されているか。 (5) 妥当な事業計画・スケジュールが明示されているか。 (6) 不確定要素やリスクファクター把握とその対処が検討されているか。 (7) 現地の付加価値向上のための指導等、波及効果が期待できるか
2. 受入企業の資質	(1) 社の代表者又は事業責任者のコミットメントが取れているか。 (2) 実施体制がきちんと組まれているか(事業担当者・経理担当者等)。 (3) 十分に波及効果のある(意思決定権のある)招へい者が選定されているか。 (4) 事業企画内容に対する専門知識・ノウハウがあるか。 (5) 応募する分野・領域に関する実務に通じ、ネットワークも有しているか。 (6) 事業対象相手国の関係者との幅広いネットワークを有しているか。

## 8. 採択までの流れとスケジュール

### (1) 公募説明会 (任意参加)

2015年4月28日(火) 16:00~17:00

場所: ジェトロ東京本部 5階 D 会議室 (東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル)



### (2) 応募〆切

2015年5月20日(水) 17:00 (時間厳守)

※書類不備の場合は受付完了となりませんので、ご注意ください。

※締め切りを過ぎた書類は一切受け付けることができませんのでご了承ください。

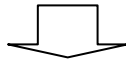


### (3) 第一選考（書類審査）

提出された書類に基づき、応募資格の確認および事業計画書等の内容について評価基準に沿って審査します。

●一次選考結果通知予定日:2015年5月下旬

※書面にて結果を通知します。不採択理由等の問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。



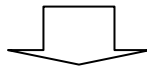
### (4) 第二次選考（プレゼンテーション審査）

一次選考通過企業のみ、1社40分間のプレゼンテーション審査（10分：企業プレゼンテーション、30分：質疑応答）を実施します。

●開催日時:2015年6月上旬予定

※一次選考通過企業に対し、個別に日程をお知らせします。

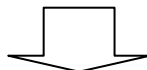
●開催場所:ジェトロ本部（東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル内）



### (5) 採択結果通知

●採択結果通知:2015年6月中旬予定 書面にて結果を通知します。

※不採択理由等の問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。



### (6) 採択後の流れ

●覚書締結・事業開始:2015年7月下旬以降（実施のタイミングは案件ごとに異なる）

●事業終了:2016年2月末日まで（実施のタイミングは案件ごとに異なる）

●報告書提出:事業終了後2週間以内

●ジェトロからの経費支払い:報告書提出内容確認後、1ヶ月以内

## 9. 採択後の覚書締結、報告書の提出

(1)覚書締結準備および競争参加資格:

採択後、採択された企業とジェトロとで面談等を実施し、覚書締結準備を行います。企画書の内容に大幅な変更があった場合や応募資格を満たさない場合等により覚書締結を見送る可能性もあり、採択は覚書締結を保証するものではありません。

事業連合(コンソーシアム)で応募することも可能ですが、いずれか 1 社を幹事会社として下さい。幹事会社以外の参画企業も前記の応募資格を満たしている必要があります。

### (2)覚書締結および事業実施

採択された企業は覚書締結準備を経て、覚書を締結し、覚書に従って事業を遂行します。締結期間は覚書締結日～2016年3月31日です。事業は遅くとも2016年2月末日までに完了してください。

### (3)事業報告書

採択企業は、本事業の成果物として、事業実施報告書を指定項目に基づき作成し、事業実施後 2 週間以内にジェトロへ提出してください。※事業実施報告書の著作権は、原則としてジェトロに帰属します。

本事業の内容について、セミナーや報告書等各種手法により、採択企業との協議を経た上で、事業実施報告書を公表します。

以上

#### <独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### (1)公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
  - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報または公知の情報(法人のウェブサイト等)で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)